





◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

◇議長

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、説明いたします。報告第7号-1につきましては、貸渡人自ら作付けを行うということでの合意解約であります。

報告第7号-2と3につきましては、受人が同一であり、どちらも永小作権による賃貸借でありましたが、受人高齢により経営規模を縮小するということでの合意解約であります。

報告第7号-4と5につきましては、受人が同一であり、どちらも減反対象として借り受けておりましたが、減反廃止により合意解約するものであります。

報告第7号-6につきましても、減反対象としての賃貸借でありましたが、減反廃止により合意解約するものであります。

報告第7号-7につきましては、貸渡人の農業廃止により、農地を売却するということでの合意解約であります。解約した農地につきましては、所有権移転として議案第25号-2に上程されております。

報告第7号-8につきましては、無償譲渡を目的として合意解約するものでありまして、解約した農地につきましては、農地法第3条による無償移転として議案第25号-4に上程されております。

◇議長

報告第7号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇森榮一委員

永小作権という聞きなれない言葉が出てきましたが、永小作権について、少し説明をお願いします。

◆小森班長

戦前からの契約で、期間の定めのない小作契約で、本来であれば戦後の農地解放施策等で、小作人に所有権が移される対策があったわけですが、秋田県では、1ヘクタール以内であれば地主が小作契約のまま所有してても良いとされていたようで、現在までそのまま残っているというのが、永小作権です。当然小作料についても、払われてきているようです。

◇議長

他にありませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

他にご質問、ご意見ないようですので、報告第7号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第8号 農地の転用事実に関する照会についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書6頁です。報告第8号農地の転用事実に関する照会が秋田地方法務局本荘支局より2件ありました。

報告第8号-1は、象潟町小滝字龍虎潟地内の農地で、象潟町横岡の温泉施設「鶴泉荘」から南西に約350メートルほど離れた地点の地目が「田」となっている農地2筆であります。位置図および公図を7頁、8頁に掲載しておりますが、現況は、雑木が生い茂る等農地への復旧は到底不可能な状態となっております。現地につきましては、巴委員及び事務局職員が状況調査を行い、現況写真等により改めて確認した上で非農地と判断し回答しております。

報告第8号-2は、金浦字古賀の田地内の農地で、特別養護老人ホーム陽光園の裏手、金浦ICからは北西約300メートル地点の地目が「畑」となっている農地3筆であります。位置図および公図を9頁、10頁に掲載しておりますが、現況は、平成2年頃から不耕作状態にあり、現在は竹が生い茂っている状態です。照会のあった土地は、平成22年9月に既に同様の状態となっていたことから、同年9月3日付けで非農地判定を行い通知している土地でありましたので、その旨、回答しております。

◇議長

報告第8号-1と2の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第8号-1と2については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に議案第25号 農地法第3条の規定による所有権移転の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書11頁です。議案第25号について一括して説明します。議案第25号-1につきましても、受人の畑作経営の拡大に伴う売買による所有権移転であり、金額は全部で 〇〇〇〇 円です。

議案第25号-2につきましても、譲渡人の農業廃止に伴い、報告第7号-7の合意解約に係るものを含め、所有農地全てを売買により所有権移転するものであり、金額は全部で 〇〇〇〇 円です。

議案第25号-3につきましても、譲渡人の経営規模縮小と受人の経営規模拡大に伴い、〇〇〇〇により所有権移転するものがあります。

議案第25号-4につきましても、報告第7号-8の合意解約に係るもので、これまでは農地法第3条による賃貸借でありましたが、受人の要望により〇〇〇〇譲渡するものがあります。

議案第25号-1から4については、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第25号-1から4の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、初めに議案第25号-1について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第25号-2について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に議案第25号-3について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第25号-4について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に議案第26号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第26号について説明いたします。議案書13頁からです。申請地は4月の総会において、農業振興地域からの除外について審議された土地であり、場所は院内字蕨崎田■■■■番地で、平沢・小出2号線を仁賀保中学校入口から小出方面に約200メートルほど行った地点の左側に事務所があり、その事務所から資材置場、倉庫などが並ぶ敷地に隣接する地目が「田」の農地であります。位置図を議案書20頁に、公図と土地利用状況図を21頁、22頁に掲載しております。

事業計画書を議案書15頁に掲載しておりますが、申請者である借受人は、現在田抓集落内において建設業を営んでおり、敷地内には27台分の駐車スペースがあるものの、保有車両が13台と従業員が23人おり、不足分は現在通路部分等に駐車していることから、今回来客用も含め12台分の駐車場を増設するため、申請地を借上げ転用しようとするものであります。農地以外の隣接する土地については、地権者からの同意が得られなかったため、当該地を選定するものであります。

申請地は市街化区域のその他地域であります。農地区分は第1種農地であり、転用は原則不許可であります。既存の施設の拡充として隣接しているということで不許可の例外として

認められております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び巴朋之委員に確認してもらっております。

◇議長 議案第26号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等はありませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第26号については許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長 次に議案第27号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第27号についてご説明いたします。議案書は24頁からです。申請地は、象潟町小滝字旭塚■■■■番地の登記地目が「畑」の農地であります。付近見取図を30頁、公図を31頁に掲載しておりますが、場所は主要地方道の象潟矢島線の西側から小滝集落へ入って、約250メートルほどの地点で、小滝集落の住宅地の西側に隣接する農地であります。

転用理由は居住用住宅の建築であり、申請人は現在アパートに居住しておりますが、子どもの成長と共に手狭になったため、実家のある小滝地区で住宅の建築が可能な土地を探していましたが、申請地以外に条件に見合う土地が見つからず、住宅建築の接道要件や実家の近所であること等を考慮し、申請地を適地として選定し購入するものであります。

農地区分については、市街化区域のその他区域であります。第2種農地であり、農地転用は原則不許可であります。集落に接続しての住宅の建設でありますので、不許可の例外として認められております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び巴朋之委員に確認してもらっています。

◇議長 議案第27号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等はありませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第27号については許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が23件でありまして、内賃借権の新規が8件、再設定が14件、使用貸借権の新規が1件で、利用権設定の総面積は146,226㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

それでは、それぞれ順番どおり説明いたします。

議案第28号-1と2は、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第28号-3と4は貸渡人が同一であり、どちらも賃借権の新規であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第28号-5と6は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第28号-7から9は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第28号-10から13は貸渡人が同一であり、10は賃借権の新規、11から13は賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。



議案第28号-14は、賃借権の再設定であり、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第28号-15は、賃借権の新規であり、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第28号-16と17は、貸渡人及び受人とも同一であり、16は賃借権の再設定であり、17は使用賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第28号-1から17までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇加藤朋光委員

10の10アール■■■■円としていること理由がありますか。

◆小森班長

理由としては、例えば畑地区の基盤整備等でも今年度工事箇所として作付けが出来ない場所については、■■■円の契約としているなど、耕作条件が相当悪いところについては、このような契約となっているものと推察されます。いずれ、契約条件については、双方で決めることですので、使用貸借としたり、全部でいくらとしたり、■■■円の単価になったりしますので、この場合は、■■■■円の単価に設定したということだと思います。

◇議長

よろしいでしょうか。他にご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第28号-1から17については、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次の議案第28号-18は、須田貴志委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈1番 須田貴志委員退席〉 (午前10時02分)

- ◇議長 議案第28号-18について、事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案第28号-18は、新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。
- ◇議長 議案第28号-18の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第28号-18については、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。  
1番 須田貴志委員の入室を許可します。  
〈1番 須田貴志委員着席〉 (午前10時04分)
- ◇議長 続けて事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案第28号-19は、賃借権の新規であり、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。  
議案第28号-20は、賃借権の再設定であり、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。
- ◇議長 議案第28号-19と20の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第28号-19と20については、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。
- ◇議長 次の議案第28号-21は、巴朋之委員に関連ありますので、

農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈4番 巴朋之委員退席〉 (午前10時06分)

◇議長 議案第28号-21について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第28号-21は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長 議案第28号-21の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第28号-21については、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。4番 巴朋之委員の入室を許可します。

〈4番 巴朋之委員着席〉 (午前10時08分)

◇議長 続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第28号-22は、解除条件付賃借権の新規の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第28号-23は、農地中間管理事業を利用するもので、新規の賃借権の設定であります。契約条件は議案に記載の通りであります。

◇議長 議案第28号-22と23の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇遠藤豊委員 22と23は、どちらも賃借料が■■■■円ですが、23も■■■■との契約となるのでしょうか。

◆小森班長 はい、その予定です。

◇議長

他に、質問、ご意見等ありませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

他にないようですので、議案第28号-22と23については、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。  
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 午前10時10分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和元年5月10日

会議録署名委員

総会議長	会長
委員	3番
委員	4番